

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会
令和7年度4月1日採用 正規職員 募集要項

1. 職種・受験資格・採用予定人員

| 職 種 | 受 験 資 格 | 採用予定 人 員 |
|-------------------------------------|---|-------------|
| 事務(事業)職員 社会福祉協議会 における業務全般 | (1) 昭和59年4月2日以降に生まれた人(長期継続による キャリア形成を図る観点から若年者等を募集) (2) 社会福祉士資格取得者 (3) 普通運転免許取得者 (AT可、実際に運転できる者) (直良し) 会計、経理事務等の経験者 | 若干名 |

※上記、受験資格に関わらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

2. 試験内容・日時・会場・合格発表

(1) 試験内容

書類審査

1次試験 筆記試験 及び 小論文

2次試験 面接試験

(2) 試験日時

1次試験 令和7年2月15日(土) 10時00分～

2次試験 令和7年2月15日(土) 13時00分～

(3) 試験会場

芦屋市保健福祉センター2階(芦屋市呉川町14-9)

(4) 合格発表

試験日から2週間以内に、受験者全員に合格・不合格の通知を郵送します。

書類審査の結果は受付期間終了後、2週間以内に通知します。

3. 提出書類

(1) 正規職員採用試験受験申込書 1通(ホームページよりダウンロード、写真1枚貼付)

(2) 社会福祉士資格証明書の写し 1通

4. 申込手続

(1) 受付期間

・令和6年12月20日(金)～令和7年1月20日(月) ※期間内必着

※持参の場合は、平日午前9時～午後5時30分の間

(2) 申込先(問い合わせ先)

芦屋市社会福祉協議会 総務係 (TEL 0797-32-7539)

〒659-0051 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター2階

5. 給料・手当・勤務条件等

(1) 給料及び地域手当

当会職員給与規程の定めるところにより、給料及び地域手当を支給します。

(例)：4年制大学卒の場合

(初任給) 232,760円(令和6年12月現在)

- ・上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
- ・学校卒業後の職歴に応じて、前歴加算される場合があります。

(2) 勤務場所

社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会

芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター内

(3) その他(各種手当・福利厚生)

通勤手当・住居手当・扶養手当・期末・勤勉手当等は規定に基づいて支給します。

社会保険等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入します。

(4) 勤務時間

週5日(38時間45分)勤務

配属先・業務等の都合により、土日祝日に勤務する場合があります。

6. 合格から採用

合格者は、当会の指定する機関で「健康診断」を受けていただきます。

就業に支障のないことが確認できた後、令和7年4月1日付採用となります。

7. その他

(1) 受験資格がないこと、または申込みの際の記載事項等を偽っていたことが判明した時は、合格を取り消します。

(2) 採用日までに心身の故障等により職員として適格性を欠くに至った場合、又は職員としてふさわしくない行為があった時は合格を取り消します。

(3) 受験に際して提出された書類等は返却しません。

なお、提出書類に係る個人情報、採用試験に関する事務以外の目的には使用しません。

(4) 採用後3ヵ月間は、試用期間になります。

この期間中に職員として不適格であると認められた時は、解雇されることがあります。

以上